

配水管布設及び布設替工事に伴う道路復旧工事

仕 様 書

赤字は令和 8 年度改定箇所

茨城県南水道企業団

【目次】

第1章	総	則	1	
第2章	材	料	8	
第3章	舗	装	9	
第4章	品	質	管 理	12
第5章	品質管理試験表及び管理図表、出来形管理図表		13	
第6章	写真管理基準		14	

第1章 総則

第 1 条 総則

この仕様書は、茨城県南水道企業団の施工する「配水管布設及び布設替工事に伴う道路復旧工事」に適用する。建設工事請負契約書、特記仕様書、図面に記載された項目は、この仕様書に優先する。特記仕様書、図面及び設計書の間には相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、建設工事契約書第 18 条第 1 項に従い、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

第 2 条 用語の定義

1. 指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
3. 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
4. 検査とは、設計図書に示された施工等について、受注者等の測定結果にもとづき検査員が出来形、品質、規格、数量等を確認することをいう。

第 3 条 工程表

現行の工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度工程表を提出しなければならない。

第 4 条 提出書類

受注者は、指定の期日までに、県南水道企業団の定める書類(企業団様式)及び、監督職員の求める書類を提出しなければならない。

①契約日から 7 日以内(企業団閉庁日を含む)に提出の書類

- ・現場代理人届(企業団様式)資格書・雇用証明の写しの添付
- ・主任技術者選任届(元請)、または監理技術者選任届(元請)・(企業団様式)資格書・雇用証明の写し添付
- ・工程表(企業団様式)
- ・特例監理技術者選任届及び監理技術者補佐選任届(企業団様式)資格書・雇用証明の写し添付(※専任工事を兼務する場合)

②契約日から 10 日以内(企業団閉庁日を除く)に提出の書類

- ・工事カルテ(CORINS)通知書(請負工事額 500 万円以上)

- ・工事カルテ(CORINS)登録内容確認書(請負工事額 500 万円以上)
 - ・道路実施協議書(規制図)等(道路管理者指定の部数)
- ③契約日から 30 日以内に提出の書類
- ・建設業退職金共済事業証紙標準購入状況報告書(企業団様式)掛金収納書添付(請負工事額 500 万以上)
 - ・建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(下請負契約有の場合)
 - ・その他退職金制度の利用状況が確認できる書類(建退共以外の加入の際)
- ④工事中 5 日前(企業団閉庁日を除く)までに提出の書類
- ・施工計画書承認願・正副(企業団様式・再生資源利用計画書も含む)
 - ・施工体制台帳(工事打合せ簿(企業団様式)を鑑とし下記の書類を添付し提出)
 - 契約関係:当企業団との契約書の写し、下請け契約書(請書でも可)の写し
 - 下請負関係:再下請負通知書の写し
 - 主任技術者関係:配置技術者の資格書および雇用証明書の写し
 - 許可書関係:建設業許可証の写し
 - 施工体制関係:施工体系図、作業員名簿
 - ・使用材料承認願・正副(企業団様式)試験結果通知書添付
 - ・建設廃棄物処理委託契約書の写し(産業廃棄物処分許可証・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し添付)
 - ・道路使用許可証の写し
 - ・現場事務所・仮置場・安全衛生届出書(企業団様式)賃貸契約・労災保険等の写し添付
- ⑤毎週金曜日に提出の書類(メールでの提出可)
- ・週間工程表(次週の工程表)企業団様式
- ⑥作業日の翌週金曜日までに提出の書類
- ・工事日報(実働日)企業団様式(メールでの提出可)
- ⑦工事内容に変更があった場合の提出書類
- ・工事打合せ簿
 - ・(企業団から指示を受けた後)設計変更申請書(企業団様式)・変更数量計算書・求積図・変更後図面添付
 - ・建設工事下請負変更契約書(任意様式の写し)
 - ・工期延長願(契約工期を延長する場合)企業団様式(契約工期終了日の1か月前迄に提出)
- ⑧工事完成後に提出の書類
- ・資材購入先目録(企業団様式)納品一覧表添付(任意様式・受注者名があるもの)
 - ・出来形総括表
 - ・産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェストE)の写し

- ・建設副産物リサイクル(企業団様式)
 - ・再生資源利用実施書(COBRIS)
 - ・交通誘導員集計表(資格書の写し添付)
 - ・建設業退職金共済報告書(建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表)または建設業退職金共済制度加入労働者報告書
 - ・再生資源化等報告書
 - ・工事写真(A4版デジタルカメラ用紙にプリント)
 - ・工事デジタル写真・完成図CADデータ(ガイドライン参照)
 - ・完成届(企業団様式)
- ⑩工事完成検査合格後に提出の書類
- ・請求書(企業団様式)
 - ・個人情報消去又は廃棄証明書

第 5 条 工事検査

1. 受注者は、完成検査に当たっては現場代理人及び主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。
2. 受注者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処理につき検査員の指示に従わなければならない。

第 6 条 工事現場管理

1. 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行ない、災害の防止に務めなければならない。
2. 受注者は、工事に伴う騒音振動の発生をできるかぎり防止し、生活環境保全に務めなければならない。
3. 受注者は、工事現場が隣接し、また同一場所において、別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処理しなければならない。
4. 受注者は、工事施工中監督職員および管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に迷惑を及ぼすなどの施工方法をしてはならない。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象状況などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
7. 受注者は、危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
8. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、立入り禁止の標示をしなければならない。

9. 受注者は、工事現場の一般通行人が見易い場所に工事名、期間、事業主体名、工事受注者名、電話番号及び現場責任者氏名を記入した大型の工事標示版を設置するものとする。
10. 受注者は、工事の施工に当たっては交通の安全につき、必要な処置を講じなければならない。
11. 受注者は、工事の実施に及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅延なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
12. 受注者は、工事期間中安全巡視を行ない、工事区域内及びその周辺の監視あるいは連絡を行ない安全確保に務めなければならない。

第 7 条 交安全管理

受注者は工事の施工に当たっては、警察協議のとおり、交通誘導員(有資格者 1 名以上)及び、保安要員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意するものとする。特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

尚、警察協議によりがたい場合は、監督職員と別途協議すること。

第 8 条 諸法規の遵守

受注者は、工事施工に当たり労働安全衛生法等諸法令及び工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令運営適用は、受注者の負担と責任において行なわなければならない。

第 9 条 休日又は夜間における作業

受注者は、工事实施の都合上休日(土・日・祝)、又は夜間に作業を行なう必要がある場合は、あらかじめ監督職員にその旨を申し出て協議するものとする。

第 10 条 跡片付け

1. 踏み荒らした付近は、受注者の責任により処理しなければならない。
2. 受注者は、跡片付け及び清掃等を工事完成日までに完了しなければならない。

第 11 条 環境対策及び使用機械

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通達)、関連法案並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事实施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

受注者は、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応に

当たり、その交渉等の内容は後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し指示があればそれに従うこと。

受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(建設省経機発第 247 号)に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。また、設計図書で定められた排出ガス対策型建設機械を使用する場合、施工現場にて使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通達)によって、低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で定めている場合は、指定された建設機械を使用しなければならない。

第 12 条 現場代理人及び主任技術者等

受注者は、建設工事請負契約書第 10 条に基づき、現場代理人、主任技術者(監理技術者)を配置し、契約日より 7 日以内(企業団閉庁日を含む)に、企業団様式の書面をもって監督職員に提出しなければならない。現場代理人は、建設工事請負契約書第 10 条第 2 項に基づき工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに、特に近隣住民に迷惑を掛けない様に、工事の円滑、迅速な進行を図らなければならない。主任技術者または、監理技術者は、建設業法第 26 条の 4 に基づき、工事を適正に実施する為に技術上の指導を誠実に行わなければならない。また下請契約の合計額により必要な技術資格または実務経験を有し、請負金額(元請負契約額及び下請負契約額)が 4,500 万円以上の工事については元請業者及び下請業者それぞれで専任の主任技術者または監理技術者を配置しなければならない。監理技術者を専任で置くことが必要となる 2 件の工事を 1 人の監理技術者が兼務する場合においては各々の工事に監理技術者補佐を設置することで特例監理技術者として兼務することができる。

(1) 現場代理人の資格要件(元請負人)

- ・5,000 万円未満の場合については、工事を施工する為に必要な技術資格を有すること(1, 2級土木施工管理技士もしくは監理技術者補佐)または、技術資格が無い場合は、工事経歴が10年以上実務経験を有するもので、舗装工事経歴書を添付し監督職員の承諾を得ること。又、契約日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。
- ・5,000 万円以上については、工事を施工する為に必要な技術資格を有すること(1級土木施工管理技士等)又、契約日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。

(2) 主任技術者の資格要件(元請負人)

・工事請負金額が 5,000 万円未満の場合については、工事を施工する為に必要な技術資格(1, 2 級土木施工管理技士)を有すること。また、技術資格が無い場合は、工事経歴が 10 年以上の実務経験を有する者で、舗装工事経歴書を添付し監督職員の承諾を得ること。また、契約日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。現場代理人との兼務はこれを認める。

(3) 主任技術者の資格要件(下請負人)

下請負契約額が 5,000 万円未満の場合については、工事を施工する為に必要な技術資格(1, 2 級土木施工管理技士もしくは1級土木施工管理技士補)を有すること。または、技術資格が無い場合は、工事経歴が 10 年以上の実務経験を有する者で、上水道工事経歴書を添付し監督職員の承諾を得ること。また、契約日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。

下請負契約額が 5,000 万円以上の場合については、工事を施工する為に必要な技術資格(1 級土木施工管理技士)を有すること。また、契約日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。

(3) 監理技術者及び特例監理技術者の資格要件(元請負人)

・5,000 万円以上の場合については、工事を施工する為に必要な技術資格を有すること(1級土木施工管理技士等)または、技術資格が無い場合は、工事経歴が10年以上実務経験を有するもので、舗装工事経歴書添付し監督職員の承諾を得ること。又、契約日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。現場代理人との兼務は建設業法による。

(4) 監理技術者補佐の資格要件(元請負人)

・一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)とする。また契約日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証明できるものを添付すること。現場代理人との兼務は建設業法による。

(5) 監理技術者及び主任技術者における兼務について

① 経營業務管理責任者と主任技術者の兼務について

専任を要しない工事について、配置することができる。兼務は 2 件までとする。

② 営業技術者及び特定営業技術者と監理・主任技術者の兼務について

監理技術者及び主任技術者が非専任の場合、下記の条件にて営業技術者及び特例営業技術者を監理技術者及び主任技術者として配置することができる。

・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること

- ・工事現場と営業所が近接(10km程度)し、職務が適正に遂行できる範囲であること。

- ・当該営業所と常時連絡を取りうる体制にあること

- ・当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

また、監理技術者及び主任技術者が専任の場合の兼務については、建設業法第26条5による。

③ 主任技術者の兼務について

専任を要しない工事については、複数の工事において同一の主任技術者を配置することができる。発注者の判断により、兼務を認めない場合がある。

④ 監理技術者補佐設置における監理技術者の兼務について

監理技術者の職務を補佐する者として監理技術者補佐(1級土木施工管理技士補)を専任で置いた場合、配置した監理技術者は他工事の監理技術者を兼務することができる。

⑤ 要件を満たした場合による、専任を要する監理技術者及び主任技術者の兼務について

建設業法第26条第3項第1号、第4項による。

(6) 現場代理人の兼務について

受注者は、建設工事請負契約書第10条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の兼務を希望するときは、「現場代理人兼務届」を契約日より、5日以内(企業団閉庁日を除く)に提出すること。兼務は2件までとする。

- ・予定価格が5,000万円未満の工事であること。

- ・現場が同一市内にあり、事前に両発注者に確認をとること。

- ・現場代理人は、常時連絡を取れる体制を保ち、離れる場合は連絡員を置くこと。

- ・発注者の判断により、兼務を認めない場合がある。

(7) 現場代理人の常駐義務の緩和について

受注者は現場代理人の工事における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者と現場代理人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人において常駐を要しないこととすることができる。(建設工事請負契約書第10条3項)

- ・事前に発注者に確認をとること。

- ・緊急時やその他必要な措置を講ずるための連絡員(工事安全管理連絡について(通知)で発注者に届出した者)を置くこと。

- ・発注者の判断により認めない場合がある。

第2章 材料

第 1 条 道路用砕石

1. JISA5001 の規格に適合したものでなければならない。

第 2 条 舗装用骨材及びフィラー

1. JISA5001 に準ずるものとする。

第 3 条 瀝青材料の品質

1. 舗装用石油アスファルト
JISK2207 の規格に適合したものでなければならない。
2. 石油アスファルト乳剤
JISK2208 の規格に適合したものでなければならない。

第 4 条 その他の瀝青材料

1. JISA6005(アスファルトフェルト)
2. JISA6006(アスファルトルーフィング)
3. JISK2439(クレオソート油、タールピッチ、加工タール)

第3章 舗装

第 1 条 材料の貯蔵

1. 材料の有効期限については、購入先の管轄の品質管理基準に従う。

第 2 条 材料の選定

1. 受注者は、購入合材の購入に当たっては、運搬時間、製造設備、製造能力、品質管理状態等を考慮して選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

第 3 条 舗装切断

1. 受注者は、監督職員の指示を受け、指定の位置に設計通りの深度で切断すること。
2. 残土処理は舗装版、残土を区別し処理すること。
3. 舗装版は、廃棄物処理法に基づき処理業者として許可を受けた者に、依頼し処理を行なうこと。又、仮置場からの搬出、及び処理業者への搬入については、監督職員の指示を受けること。

第 4 条 不陸整正

1. 骨材の敷均しは、均等に過不足のないように散布し、締固めにより不陸を生じた場合は適当な大きさの骨材で入れ替えるか、又は同じ大きさの骨材を補足して補正する。
2. マカダム式における敷均しは、1層の仕上げ厚さにほぼ等しい大きさの主骨材を一樣に敷均して、十分骨材がかみ合うまで締固めるものとする。

第 5 条 舗設準備

1. アスファルトコンクリート基層、表層工の施工に先立って上層路盤面又は、基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

第 6 条 プライムコート

1. 原則として、気温が5℃以下のとき施工してはならない。作業中、雨が降り出した場合は、ただちに作業を中止しなければならない。
2. 散布に当たっては、散布温度に注意し、縁石等の構造物を汚さないよう所定の量を均一に散布しなければならない。
3. 施工後、交通を解放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、荒目砂等を散布しなければならない。交通により、プライムコートがはく離した場合は、再度プライムコートを施工し、補修しなければならない。

第 7 条 タックコート

1. 第6条1.に同じ。
2. 第6条2.に同じ。
3. タックコートは、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態を維持しなければならない。

第 8 条 運搬

1. ミキサ排出時の混合物の基準温度については、監督職員の承諾を得なければならない。又、その変動は、承諾を得た温度に対して $\pm 25^{\circ}\text{C}$ の範囲にななければならない。ただし、 185°C をこえてはならない。
2. 混合物の運搬は、清浄、平滑な荷台を有するトラックによらなければならない。トラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。又、気象条件によっては、シート類等で混合物を覆わなければならない。

第 9 条 敷均し

1. 敷均しは、原則としてフィニッシャーによるものとする。
2. 敷均した時の混合物の温度は、 110°C 以上とする。
3. 混合物の敷均しに当たっては、その下層表面が湿っていないときに施工するものとする。作業中雨が降り出した場合は、ただちに作業を中止し、又気温が原則として 5°C 以下のときは施工してはならない。
4. 一層の仕上がり厚は、 7cm 以下でなければならない。
5. 寒冷期にやむを得ず 5°C 以下の気温で舗設する場合は状況に応じ、次の方法を組み合わせるなどして所要の密度に締固められることを確認し、監督職員の承諾を得なければならない。
 - (1) 使用予定のアスファルト針入度は、規格内で大きくする。
 - (2) プラントの混合温度を若干上げる。現場の状況を考え逆算してプラントにおける温度を決める。しかし、その温度は 185°C 以下でなければならない。
 - (3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - (4) 敷均しに際しては、次による。
 - (イ) フィニッシャーのスクリードを継続して加熱する。
 - (ロ) 作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行なう予定のある時はすでに舗装してある舗装の端部幅 $20\sim 30\text{cm}$ 程度に、加熱混合物をのせるなど適当な方法で加熱しておく。のせた加熱混合物は敷均しが始まったとき取り除く。
 - (5) 締固めない混合物の敷均し長は、 10m 以上にわたらないようにしなければならない。

第 10 条 締固め

1. 混合物は、敷均し後、ローラーによって所定の締固め度が得られるよう十分締固めなければならない。ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分締固めて仕上げなければならない。
2. 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め密着させなければならない。
3. 継目は、十分に締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部が十分締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。各層の継目の位置は、15cm 以上ずらすものとする。

第 11 条 敷均し温度の測定

午前・午後各2回ずつ測定すること。また、舗装表面温度が 50℃以下になってから、交通開放を行わなければならない。

第 12 条 コア採取

1. 採取場所は、監督職員の指示及び立会いを得なければならない。
2. 採取基準については、2,000㎡未満は3個、2,000㎡以上は6個とする但し300㎡未満については監督職員との協議により決定する。
3. 密度試験及びアスファルト量抽出試験は、監督職員の指示を受け行なうこと。

第 13 条 区画線

1. 設置路面は、水分、泥、砂塵、埃を取り除いて均一に接着しなければならない。
2. 施工に当たっては、使用する材料の特性、使用方法を十分検討し、入念に施工しなければならない。
3. 施工に先立ち施工箇所、施工方法、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察と十分打合わせを行ない、交通渋滞をきたすことのないよう施工するものとする。
4. 施工に先立ち現地に作図を行ない、監督職員の承諾を得るものとする。ただし監督職員の指示により省略することが出来る。
5. 塗装に先立ち、塗料の路面への接着をより強固にするため、プライマーを路面に塗布するものとする。
6. 塗装温度は180℃～220℃とし、やむを得ず5℃以下で施工する場合は路面を予熱することを原則とする。
7. ガラスビーズの表面散布は、風(自然風、車の通過による風等)の影響により片寄りがおきないように注意し、塗装面に均等に定着させ、反射に明暗があってはならない。

第4章 品質管理

第 1 条 品質管理基準

1.

試 験 項 目	試 験 基 準
敷均し温度の測定	午前・午後各2回ずつ実施する。
コア採取による品質管理 (1) 密度試験 (2) アスファルト量抽出試験 (3) 厚さ	2,000㎡未満は3個、2,000㎡以上は6個を採取し、厚さ測定後、試験する。
タックコート材の品質 (JISK 2208)	1工事に1回、品質証明書の提出。

第 2 条 品質規格値

1.

検 査 対 象	合 格 判 定 値	備 考
締 固 め 度	96.5%以上(車道)	90.0%以上(歩道)
ア ス フ ァ ル ト 量	±0.5%以内	
厚 さ	基 層	
	-3 mm	C.D 交通
	-4 mm	他の交通
	表 層	
-2 mm	C.D 交通	
-3 mm	他の交通	

2. タックコート材

JISK2208 の規格値

第5章 品質管理試験表及び管理図表、出来形管理図表

第 1 条 品質管理試験表及び管理図表、出来形管理図表

項 目	様 式
骨材ふるい分け試験表	茨城県土木部 建設工事必携による。
塑性指数(PI)試験表	//
CBR試験	//
CBR曲線図	//
アスファルト乳剤試験成績表	
配合設定書	茨城県土木部 建設工事必携による。
アスファルト混合物関係試験表	//
アスファルト量の設定	//
品質管理一覧表	//
出来形管理一覧表	//
出来形平面図	監督職員の指示による。
面積計算書	//
工事主要材料使用総括表	茨城県土木部 建設工事必携による。
コア切り、厚さ、アスファルト量、密度、試験結果表	//
混合物温度管理図	//
出来形管理図表	//
アスファルトコンクリート(抽出密度)試験結果通知書	

※ 巻末参照

第6章 写真管理基準

第 1 条 適用範囲

この写真管理基準は、「配水管布設工事に伴う道路復旧工事の工事写真」の撮影に適用する。

第 2 条 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。

① 着手前及び完成写真

着手前と完成の状況を、必ず同一箇所から同一方向から撮影すること。また状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

② 施工状況写真

状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

③ 安全管理写真

状況が確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

④ 品質管理写真

検査・測定を行なっている全景及び規格・基準等と照合が確認できるように、至近距離から撮影すること。

⑤ 出来形管理写真

所定の形状、寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具(箱尺又はリボテープ等)を入れて撮影すること。また、状況が容易に確認できるよう、家屋等を背景に入れて撮影すること。

⑥ 災害写真

事故、災害など緊急にその状況を報告する必要がある場合はインスタント写真とする。

⑦ その他(公害、環境、補償等)

着工前に、必要と思われる箇所は、撮影すること。

第 3 条 工事写真の撮影及び提出

工事写真の撮影は、デジタルカメラで撮影し、A4版用紙にプリントを行い、表紙には、工事番号、工事名、工事箇所、工期、受注者名を記入し、工事完成時に1部提出する。(注)ネガフィルムカメラでの撮影は、不可とする。

工事写真の撮影基準については、別紙のとおり

写真整理は、デジタル写真管理システム(株)ワイズ フォトマネージャ)で整理し、当企業団指定のクラウドサーバーにアップロードする。

第 4 条 電子黒板の使用について

1. デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の①から④の全てを実施することとする。

① 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、①の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準の撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

③ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、②に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準で規定されている写真編集には該当しない。

④ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL

(<https://www.jcomsia.org/kokuban/>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

配水管布設工事に伴う道路復旧工事写真管理

- ① 着工前・完成写真 ポイント毎(BP・EP・各No.)撮影項目
 - 1 ポイント毎(BP・EP各No.)で同一方向で撮影し、着工・完成を対比して撮影

- ② 本復旧工事 ポイント毎(BP・EP・各No.)撮影項目
 - 1 舗装切断状況 状況撮影
 - 2 舗装版取壊掘削積込工 状況撮影
 - 3 不陸整正工 状況・完了撮影
 - 4 路盤出来形 スタッフ・リボンで設計・実測を撮影
 - 5 プライムコート散布 状況・完了撮影
 - 6 砂散布 状況撮影
 - 7 アスファルト舗装工 敷均し撮影
 台数毎敷均し温度撮影
 転圧撮影
 - 8 コア採取 指示数撮影
 - 9 コア採取出来形 スタッフ・リボンで設計・実測を撮影
 - 10 区画線工 状況・完了撮影
 - 11 その他の状況写真

- ④ 安全管理写真
 - 1 保安状況 工事看板設置・交通誘導員等
 - 2 KY活動 工事現場事務所・KY活動等

- ⑤ その他の写真
 - 1 使用機械 建設機械全景及び排ガス対策ステッカーを撮影
 - 2 産業廃棄物処理 同一車輛による積込・荷卸ろし撮影 ※追跡写真不要
 - 3 個人情報 個人情報記載書類の処分状況が確認できるよう撮影

※ 上記を基本として工事写真を撮影する。但し特殊工事及び他の事情により撮影できない場合は、必ず監督職員と協議を行う。

配水管布設工事に伴う道路復旧工事黑板

工 事 名	令和〇〇年度県南水〇工第〇-〇〇号 配水管布設工事に伴う道路復旧工事（〇工区）		
工 種		測 点	
		施工者	〇〇〇〇建設工業(株)

※ 黑板は通常版(電子黑板可)を使用

デジタル写真管理納品ガイドライン

茨城県南水道企業団

目 次

1 適用	2
2 準拠する要領・基準	2
3 使用するソフトウェア	2
4 独自に設定する入力内容	3
4-1 工事管理ファイル	3
(1) 工事番号	3
(2) 場所情報	3
(3) 発注者情報	4
(4) 受注者情報	4
4-2 写真情報	4
(1) 撮影工種区分	4
5 完成時に提出する資料	4
5-1 提出する資料	4
5-2 工事写真帳の印刷	4

1 適用

デジタル写真管理納品ガイドライン(以下、本ガイドライン)は茨城県南水道企業団の発注工事における工事写真の原本を電子媒体の提出方法について定めたものである。

2 準拠する要領・基準

納品する電子媒体の作成については、国土交通省の発表する以下の要領・基準に準拠するものとし、茨城県南水道企業団が定める入力内容、及び独自運用について本ガイドラインに記載する。

準拠する要領・基準

工事完成図書電子納品要領 令和5年3月版

デジタル写真管理情報基準(案) 令和5年3月版

※ 国土交通省関連要領・基準は以下のサイトから入手できます。

<http://www.nilim-ed.jp/>

3 使用するソフトウェア

提出する写真の整理には(株)ワイズの QuickProject PhotoManager を使用するものとする。

※ QuickProject PhotoManager は無料で1年間フリー版をダウンロードして試すことができます。

<http://www.wise.co.jp/quickproject/pm6/Default.htm>

4 独自に設定する入力内容

4-1 工事管理ファイル

(1) 工事番号

工事番号については以下のルールに沿って 9 桁の数字を入力するものとする。

記入内容	入力例
発注年度	2024 年度発注工事の場合「2026」
発注部署	発注部署に応じたコードを入力します。 総務課 → 11(維工) 給水課 → 43(給配工) 施設課 → 51(新工) 52(維工) 54(布替工) 配水課 → 61(新工) 62(維工)
工事番号	工事毎に付与される番号を入力します。 新工 5-3 号の場合 003 (監督職員に確認してください)

(2) 工事分野・工事業種・工種については、コリンズ登録内容に準ずる。

(3) 場所情報

場所情報については必要としないため、以下のように入力内容を定める。

項目名	記入内容
測地系	01
水系路線情報	入力不要、空欄とする。
境界座標情報	西側、東側、北側、南側の全てを該当なしとして「99999999」を入力する。

(4) 発注者情報

発注者情報は以下の固定した内容を入力するものとする。

項目名	記入内容
発注者大分類	茨城県
発注者中分類	水道企業団(水道組合)
発注者小分類	茨城県南水道企業団
発注者コード	50803000(指定コード番号)

(5) 受注者情報

受注者情報のうち受注者コードが無い場合は空欄とし、受注者名は手入力にて入力。

4-2 写真情報

(1) 撮影工種区分

撮影工種区分については国土交通省のデジタル写真管理情報基準には準拠せず、工事毎に設定する仕様書に準じるものとする。

5 完成時に提出する資料

5-1 提出する資料

提出物については以下の資料を提出するものとする。

- ① 本ガイドラインに沿って作成された電子成果品・竣工図 1 式
- ② 全ての写真を印刷した写真帳 1 部

5-2 工事写真帳の印刷

本ガイドラインに沿って整理した写真は A4 版用紙に工種区分ごとに印刷を行う。表紙には、工事番号、工事名、工事箇所、工期、受注者名を記入し、工事完成時に電子成果品および完成書類とともに1部提出する。なお、電子成果品に関しては、企業団の指定するクラウドサーバー上にアップロードする方法で同データを提出する。(DVD の提出は廃止)

問合せ先

本ガイドラインに関する問合せ先

茨城県南水道企業団 施設課 工務係

〒301-0042 茨城県龍ヶ崎市長山1丁目5番地2

TEL 0297-66-7544(直通)

FAX 0297-66-5091

E-mail sisetu@ibananww.ne.jp

PhotoManager 6.0

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 写真一覧(P) ツール(T) ヘルプ(H)

新規作成 工事一覧 取り込み 仮写真 提出

写真一覧 アルバム編集 写真検索 工事情報 写真情報

写真一覧



平成18年度県南水新工第4-200号 配水管布設工事に伴う道路復旧工事

- 取り込み
- ごみ箱
- 道路復旧工事
 - 着手及竣工 (1)
 - 本復旧工事
 - 舗装切断工 (1)
 - 舗装版取壊掘削積込工 (1)
 - 不陸整正工 (1)
 - プライムコート散布工 (1)
 - 砂散布工 (1)
 - アスファルト舗装工 (1)
 - コア工 (1)
 - 区画線工 (1)
 - 雑工 (1)
 - 安全管理
 - 工事看板 (1)
 - 交通誘導員 (1)
 - 出来形管理
 - 路盤出来形 (1)
 - 温度管理 (1)
 - コア出来形 (1)
 - その他
 - 使用機械 (1)
 - 産業廃棄物 (1)

見本
項目がない場合は、追加してください。

工事写真合計 17 枚

スタート

PhotoManager ...